



# 野上交番

福山東警察署 084-927-0110



## 令和7年秋の全国交通安全運動の実施

運動期間：令和7年9月21日（日）から9月30日（火）までの10日間

### 歩行者の方へ

道路を横断するときは、横断歩道を渡る、信号機のあるところでは、その信号に従うといった基本的な交通ルールを遵守しましょう。

夕暮れ以降、散歩などで外出する際には、明るい目立つ衣服を心がけて、反射材用品を着用するほか、LEDライトを携帯するなど、ドライバーから気付いてもらえるよう工夫しましょう。



### 運転者の方へ

酒気を帯びているときは運転してはいけません。お酒を飲んだのが前夜であっても、翌朝の運転時までアルコールの影響を受けることがあることに注意しましょう。

夕暮れ時は、早めにライトを点灯しましょう。

スマートフォン等を使用しながら自動車を走行させる「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にあります。運転中のスマートフォン等の使用は、交通事故を招く原因になるため絶対にやめましょう

### 110番は緊急時専用の電話です。

広島県の令和6年中の110番通報件数は約27万件で、約2分に1回の通報が入っています。

本当に必要な人のためにみんなで正しく使い分けましょう。

#### ○ 110番と相談窓口の使い分け

緊急の事件・事故は迷わずに110番緊急ダイヤルへ。

緊急を要しない相談・問合せは、各警察署等に直接ご連絡していただくか、警察本部に開設している各種相談窓口をご利用ください。

#### ○ いたずらは絶対にしないでください

真に必要な事件・事故の110番通報が受理できなくなるなど、業務の妨害になり、検挙されることがあります。

#### ○ 携帯電話を利用される方へ

運転をしながらの電話は、法律で禁止されています。安全な場所に車を停めてから通報してください。

## 110番は緊急電話



いたずら電話や相談・問い合わせ等の電話により、本来の緊急の事件事故の受付ができなくなります。



相談や問い合わせは・・・

警察安全相談電話 #9110  
または  
最寄りの警察署へ

自転車を利用される皆様へ

# 自転車の交通違反に対し 反則通告制度（青切符）を適用 ～令和8年4月1日から～

道路交通法の改正により、自転車の交通違反に対する反則通告制度（青切符）の導入について、令和8年4月1日から施行されることが決まりました。



## 反則通告制度（青切符）とは・・・

道路交通法違反のうち、信号無視や指定場所一時不停止など比較的軽微であり、警察官が現認可能で定型的な違反を対象に、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度です。

酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりなどの妨害運転など悪質な違反は、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符（赤切符）で対応します。

また、反則通告制度は16歳以上の者を対象としております。

## 《主な違反と反則金額》

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 携帯電話使用（保持）          | 1万2千円 |
| 信号無視                | 6千円   |
| 通行区分違反（逆走等）         | 6千円   |
| 指定場所一時不停止           | 5千円   |
| 公安委員会遵守事項違反（傘さし運転等） | 5千円   |
| 並進、二人乗り             | 3千円   |

## Q&A

Q 自転車の全ての交通違反が検挙されるのですか？

A 現状では警察官が自転車の交通違反を認知した際、警告に従わない場合や、歩行者や他の車両に危険を及ぼした場合など、悪質・危険な違反に対して検挙を行い、それ以外の違反については現場で指導警告を行っており、これは、青切符の導入後も変わりません。

Q 検挙された場合、運転免許停止などの処分がありますか？

A 運転免許を有している者が自転車で交通違反した場合でも、運転免許の点数が付されることはありません。しかし、その違反が酒気帯び運転やひき逃げなど特に悪質・危険な交通違反の場合、点数に関係なく運転免許の効力が停止されることがあります。